

紙には、デジタルには出せない「心を動かす力」がある

創業54年、人の「思い」が上回る生き方、会社運営を目指して

弊社は書籍を中心とした印刷を行う印刷会社です。父が文京区にて創業し54年になります。

私は学校を卒業後、他の印刷会社に就職し、6年半したのち当社へ入社しました。2代目としての私は、不徳の致すところで、父から何回もクビを宣告されました(この紙面を汚すので(笑)内容は控えさせていただきますが、もしご興味がおありの方がいらしたら、佐賀先生を交えお話しできたらと思います)。

父の目指す会社を実現する使命

父の志は、時代にそぐわないかもしれませんが、**人としての生き方を貫くことが軸**となっております。時代が変化するたびに会社の仕組みや体質を変えるのは非効率ということもあります。反省の日々を経て、私には、父の目指す会社、**大家族的な会社と言い換えてもいいかもしれませんが、これを実現する使命**があると考えようになりました。しかし、現実的には簡単ではないと悩んでおりました。特に人事労務面で。

そんなときにお世話になっている方に佐賀先生をご紹介いただきました。お話をさせていただいたところ、この方とであれば実現できる!という直感があり、今日までお世話になっています。この場をお借りしご縁に感謝する次第です。



さて、話は飛びますが、私にとって究極の“人の採用”があります。これは実在したお話で、長嶋茂雄巨人軍名誉監督にまつわるものです。

相手を思い相手のために行った決断

長嶋監督は2度監督をされましたが、1度目はV9からほど遠く、本社から解任されました。「男のけじめとして」という退任会見は有名です。それに対して、日本テレビアナウンサーの徳光和夫氏は憤慨し「もう読売(新聞)は読まない」と発言します。販売の神様と言われた本社のトップに反抗するものです。

長嶋選手を追いかけ同じ大学に入り、実況を夢見てアナウンサーになった徳光氏にとって理不尽で悔しく、会社を退職するつもりでの発言であったと思います。実際に退職間際までいった徳光さんに対して、長嶋監督は「私が引き取ります」と言ったと伝わっています。

これは企業でいう採用にあたるのではないかと思います。結果として徳光さんはプロレス実況へ異動となり実現はしませんでした。お互い自分のことよりも、**相手を思い相手のために行った決断**ではないでしょうか。

他人事(ひとごと)がまかり通るこの時代に、このような人の「思い」が上回る生き方、会社運営を目指していきたいと思えます。



IMAIE 今家印刷株式会社 取締役社長 今家 裕久氏

昭和41年創業。書籍・雑誌・実用書・製品カタログ・仕様書・ダイアリー等ページもの印刷のことなら今家印刷にお任せください。「最新設備導入」と「目利きの職人技」を両立することで効率化・高品質化を実現。印刷、製本、梱包まで、書籍生産のすべてをワンストップでご対応。特色インキを作る当社では、お客様の「思い通りの色」を再現できます。

平成30年には宮城県名取市に宮城仙台工場設立。被災地の雇用と経済を支えると共に、首都圏からの事業の分散で、地震国日本における万が一のリスク回避と事業の継続を図っています。また、環境問題にも積極的に取り組んでおり、人体に悪い影響を及ぼす成分や、引火性の高い成分の入った溶剤(洗浄剤)は使用を停止。従業員や地域環境の安全性を確保しています。近年では「子育て支援」として育児中の女性をパート社員として採用。女性ならではの繊細さと子を持つ母だからこその強みを活かしてもらえよう、職場の環境作りに取り組んでいます。その功績が認められ、埼玉県から「多様な働き方実践企業」認定を受けています。

印刷は、「人類の英知」を伝達する仕事。
何十年、何百年、何千年後の人に思いを伝えることに貢献する、私たちは今家印刷株式会社です。

<http://imaie.co.jp/> 今家印刷



労使相愛を実現する会

～伝説の社労士事務所と呼ばれたい～

社会保険労務士法人 佐賀事務所
株式会社 佐賀人事総研
TEL.03-5249-3326

2020 June
7月号
第24号

- 01 本当の頭の良さは学歴では到底図れない
- 02 反社会的勢力から会社を守る! 必須水際対策
- 03 創業54年、人の「思い」が上回る生き方、会社運営を目指して

発行元: 社会保険労務士法人 佐賀事務所 株式会社 佐賀人事総研 赤羽の社労士ブログ <https://ameblo.jp/saga-sr/>

断酒してから 688日 断煙してから 5433日

同じ空間で「リアル」を共有するからこそ、そんな「入魂」の仕事が出来る

皆様、いつもお世話になっております。

子供達の学校もようやく再開したものの、未だコロナ禍真っ只中。「新仕事様式」に適應すべく弊社でもテレビ会議アプリ、ZOOMを活用したテレワークを実施しました。パソコンだけでなく、タブレットやスマホでも簡単に使うことができるので、これに関しては初期費用はかかりませんでした。結果、スタッフからは「自宅だと仕事がかどる!通勤が無いとこんなにも体が楽とは思わなかった!テレワークウェルカム」と大好評でした。恵比須顔で尋ねたからでしょう、本音を沢山引き出す事が出来ました。本音を引き出すには恵比須顔に限りませぬ(^)o(^)。

生産性の高い仕事をするには「出社しないと・対面でないと」叶わない

しかし、私の本音は**テレワークノーサンキュー**。いざという時にぶっつけ本番で業務が遅滞ということのないよう、今回演習を行ったものの非常事態時以外テレワークを取り入れる気はありません。「時代遅れの社労士・経営者」と揶揄されるかもしれませんが、生産性の高い仕事をするには「出社しないと・対面でないと」叶わないと考えるからです。

自分のペースで仕事をするにはテレワークでも構いませんが、弊社は**顧問先様ファーストのペース**で仕事をしています。トラブルへのご相談に限らず、タイムリーな対応等リクエストは山ほどあります。

オフィスにかかってきた電話での私と顧問先様のやり取りを直に聞いて意向を察し、先手先手で過去の履歴や必要な資料を差し出してくれるスタッフ。

有能さだけでなく、**同じ空間で「リアル」を共有するからこそ、そんな「入魂」の仕事が出来る**のではないのでしょうか。ZOOMをずっと繋げていたとしても、テレワーカーがリアルを感じるのには難しいと思います。

本当の頭の良さとは何か?

学歴は学べる力、資料を読み解き身に着ける努力や根気の証明ですから、一顧だにしない訳ではありません。社会に出て邪魔になるものではありませんし、スタートラインを有利にする一面があることは否めませんが、やはりそれだけではないのです。

場の雰囲気を読み、相手の求めを一步先程度で察する社会的適応性の高さこそが本当の頭の良さ

社会保険労務士として人事労務に関わる中で得た確信、**本当の頭の良さとは「社会的適応性の高さ」**です。**立ち回りの良さ**といってもいいかもしれませんが、場の雰囲気を読み、相手の求めを一步先程度で察する事が出来る。それを間違いなく実行できれば尚良し。そんな社会的適応性の高さこそが本当の頭の良さだと私は思います。

真似る前に提案する、先輩が残業しているのに我先にと帰ってしまう、9時始業なのに1時間前(求め過ぎかな)に来れない、月曜によく休む(≒仮病)、大きな声でおはようございます!が云えない、成功報酬を自分のポケットに入れてしまう…。

どんなに学歴が高くても、これでは社会という世界では頭が悪いと言わざるを得ません。重宝されないだろうし、可愛がっても貰えない、人間関係も上手く行くとはいえません。

例えば、秀吉公。学歴では他の多くの武士に比べるべくもありませんが、一兵卒から天下人まで上り詰めることができたのは、ひとえにこの「頭の良さ」のお陰ではないのでしょうか。

本当の頭の良さは学歴では到底図れないものがあります。**だからこそ、採用活動は難しい…。**

子供達には、バランスよく両方を身に付けてもらいたいというのをもた、正直な親心でもあります。今度も元気に飛ばして行きましょう!

佐賀 豊

反社会的勢力から会社を守る！ 必須水際対策

反社会的勢力とは？ 日本政府は、平成19年6月に示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(以下、政府指針)」の中で、反社を「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人。端的に「暴力団」と「暴力団が組織実態を隠蔽したもの」の総称」と定義しています。賭博や覚せい剤売買、管理売春、闇金融といった昔ながらの生業だけでなく、振り込め詐欺や高級車の窃盗、高級魚介類の密漁、転売まで、経済的利益を得るためには手段を選ばないまさに「社会悪」といえるでしょう。

なぜ反社を排除しなければいけないのか

『政府指針』以前は、反社と取引があっても、違法なものでなければ禁止する手段がありませんでした。この指針では、企業が反社との関わりを遮断することは被害を防止するだけでなく、反社の資金源に打撃を与えることで排除につながり、治安対策上極めて重要としています。これを受け、関係省庁、自治体を筆頭に全銀協や経団連といった各業界団体が一斉に舵を切り、現在では反社とその関係者は銀行口座の開設や取引、不動産の賃貸契約や更新、各種入札からの排除等様々な制限を課せられています。つまり、反社と関わりを持つことは「反社の関係者」と見做されて同様の制限を受ける危険性が大変高く、連座を恐れる取引先からの契約解除や関係省庁の指導といった会社の存続に関わる大問題を招きます。あの人気お笑い芸人のように、会社がある日突然取引先を失うだけでなく、莫大な賠償金をも背負いかねないのです…。

どうすればいいのか？

法務省はその指針で、反社が取引先や株主となって企業に被害を及ぼすこと防止するため、契約書や取引約款に暴力団排除条項(以下、暴排条項)を導入するよう求めています。これを努力義務と規定した「暴力団排除条例」は全都道府県で施行されています。違反した場合、法人の代表者に「勧告」が行われることがあります。また役員等に対しては「善管注意義務違反」ともなり得ます

もし暴排条項がなかったら？

「努力義務」だからと契約書に暴排条項を定めなかったとしても、「反社から不当な要求」を受けた場合は警察に相談する等、一般的な対処は可能です。とはいえ、反社はその道のプロ、法に触れないよう巧みに行動します。後日、取引相手に反社が含まれていることが発覚しても、暴排条項に拠らない契約解除は大変困難になります。契約解除ができないまま反社と取引を継続すれば資金供与と見做され、他の取引先から暴排条項に拠っての契約解除のみならず、行政処分や銀行融資の停止などで自社の存続が危ぶまれる可能性があります。もし取引相手が反社であれば直ちに契約解除が可能となる暴排条項は、企業としては必須事項です。また、既存の取引先に対して暴排条項を新設する変更基本契約書は、課税文書に該当しないため、収入印紙の貼付(課税)が必要ありません。

暴排条項必須要素

- 1 反社の定義が明確**
【例：暴力団(「暴対法」第2条第2号に規定する暴力団をいう)】
- 2 「行為」についても規制する**
(1の定義に該当しない場合であっても、反社が行うような行為(暴力、不当要求等)があれば契約の解除が可能になる)
- 3 両社が反社ではないことの表明と確約条項が入っている**
(表明・確約書の添付でも可)
- 4 暴排条項に基づく解除は無催告で行えること、また、解除した側が損害賠償義務を負わないこと**

上記に加え、下請け・再委託が一般的な建設業と物件周辺の治安に大きな影響を及ぼす不動産業については以下の追加要素が必要です。

建設業

数次にわたる下請又は再委託先業者にも、全て同様に暴排条項を含む

【例：乙又は乙の下請又は再委託先業者(下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。】

不動産

- ① 物件及び共用部分等に反社等との関係を感知させる名称や看板等を掲示しない
- ② 物件に反社と関係者の居住及び出入りの反復継続行為をさせない
- ③ 物件を反社等の事務所として使用しない
- ④ 物件の全部または一部を反社等に賃貸しない
- ⑤ 物件及び共用部分その他物件周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、覚せい剤所持使用、銃刀法刀剣類所持等の犯罪行為の禁止

灯台下暗しとならないために

自社に対する反社対策も重要！取引先に対する「反社チェック」は定着してきていますが、自社の従業員は後回しにされがち。反社系取引先を水際で排除できていても、獅子身中の虫がいてはいつ自分たちが排除される側に回るかわかりません。

やっぱり、まずは水際対策

前述のお笑い芸人の事件の際、所属会社には「相手が反社と知っていて芸人を出演させたのではないか？」「共謀しているのではないか？」という世間の疑惑が付きまといました。これはどの業種でも同様といえます。会社を守るためには、まず「会社の憲法」である『就業規則』で「反社と一切の関係をもたない」という姿勢を明確にすることが必要。従業員が反社と関わることを禁止する、違反した場合の懲戒規定、そして反社を採用しないことをセットで決めて下さい。

1 反社会的勢力の排除

従業員は反社と一切の関係をもってはならない。違反した場合は、就業規則に定める懲戒解雇、その他の懲戒処分を行うものとする。

2 本採用拒否

試用雇用期間中の従業員が反社と関わりがあることが判明したとき、会社は採用を取り消し、本採用を行わない。

罪刑法定主義

これは、「どのような行為が犯罪とされ、いかなる処罰が科せられるか」は、あらかじめ法律によって定められていな

冠番組をいくつも持ち、テレビで顔を見ない日はなかった人気お笑い芸人がある日突然消えたことは記憶に遠くありませんね。所属会社に無断で反社会的勢力(以下、反社)の宴会を請け負っていた事実が露見したことで、会社との契約は解除。テレビやラジオ等公共のメディアからも姿を消しました。職を失っただけでなく、収録済みで放送できなかった番組等への莫大な賠償金を背負ったともいわれています。

なければならないという刑法の原則です。法律なければ刑罰なし、就業規則に定めていなければ懲戒処分できません。必ず規定しましょう。

誓約書の提出

採用の際、1.当人が現在反社でないこと、2.将来も反社に関与しないこと、3.違反したときは、内定取消や解雇その他いかなる措置をうけても異議はない旨の誓約書を提出してもらいます。「反社との関わりの有無」を記した身元確認書も出してもらえればベスト。これらの提出を拒む場合は、推して知るべし…。採用は見送るべきでしょう。

社)佐賀事務所でのご対応事例

「従業員が反社かもしれない」。先日、とある顧問先さまからこんなご相談がありました。従業員Aさんが最近、某反社のマークや名前が印刷されたものをデスクやロッカー、車など人目に付く場所にいくつも、これ見よがしに置くようになったというのです。心配した上司が「どうしてそんなものを使っているのか」と訊いたところ、「市販されているものを買って使っているだけ。自分は反社ではない」と答えたそうなのです。

「照会してみよう」

Aさんはお客様と直に接することもある職種。本人が反社ではないといったとて、会社としてはハイソウデスカと終わりにはできません。某反社グッズがお客様の目に入れば、Aさんだけでなく会社にも疑惑の目が向けられることは避けられません。しかし、懲戒処分にするためには、「Aさんが反社である」と会社が立証する義務があるのです。そこで佐賀は、警察と暴追センターにAさんの照会を依頼したのですが…。

「既存従業員なの？」

警察や暴追センターでの反社チェック、どこよりも確度が高く信頼できる結果が得られるのですが、そこは個人情報保護に厳しい昨今。氏名や生年月日を持っていけばホイホイ教えてくれる訳でもありません。なぜ照会したいか等の「相談」が必要です。Aさんは入社してまだ1年未満。某反社グッズ以外は今のところ特に問題行動はなく、勤務態度もそう悪くはありません。その状況を知るや、「シロかもしれないし、クロでも更生の途中かもしれないから、ちょっと…」と、警察も暴追センターも何とも曖昧な態度に。

「採用候補者なら…」

警察と暴追センター曰く、まだ採用される前の候補者はともかく、既に従業員の場合は回答によっては職場を失い、更生の機会を奪ってしまう。もう少し様子を見て、勤務態度が乱れてきたとか暴力沙汰を起こしたとかの「実績」が重なればまた来て下さいとのこと。「一人の更生より、何十人もの他の従業員の雇用と会社を守るほうが大切でしょう！」そんな佐賀の交渉空しく門前払いに。

ホラも方便

しかし最前線で会社を守る社労士、佐賀です。ハイソウデスカと引き下がる訳にはいきません。今後Aさんと面談を重ねながら、「照会」に再トライする予定です。既存従業員だからダメならば、採用候補者として未来日付の雇用契約書を持参する計画。嘘はいけませんが、ホラなら迷惑をかけないというのが佐賀の恩師の教えとのこと。個人の権利も大切だけど、それが何十何百の社員と家族の生活を支える会社を守るためならホラも方便、ですね。

<参考> 公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター <https://boutsui-tokyo.com/>
警視庁暴対管轄 https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/smph/kurashi/anzaen/tsuiho/haijo_seitei/haijo_q_a.html

暴排条項や暴排に関わる就業規則の改定は大変デリケートな文言となります。誓約書の作成やご相談もあわせて、どうぞ、社)佐賀事務所にご用命下さい。

谷代

お困りごと、何でもご相談ください!!



佐賀事務所では、従業員ご本人様の人事労務相談のみならず、配偶者様、お子様他、ご家族皆様の勤務先でのご相談も承ります。

「家族がリストラにあいそう」「子供がバイト先で強制シフトを組まれ、学校に支障が出ている」などお困りごと、何でもご相談ください。

〒115-0045 東京都北区赤羽1-10-1 ショーエービル3F 営業時間/9:00~18:00
TEL.03-5249-3326 FAX.03-3598-1827 定休日/土日祝(※休日対応は個別にご相談ください。)
<http://www.saga-sr.com> yutaka-saga@mtj.biglobe.ne.jp 赤羽の社労士ブログ→

